

用者年金被保険者等」という。)を「厚生年金保険の被保険者」に改め、「月数」の下に「を合算した月数」を加え、同項第三号イ中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「第百二条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第百六条」を「第六十二条」に改め、「組合員又は加入者」を削り、「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ(1)中「障害給付」を「障害厚生年金」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同号イ(2)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、「国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項」を削り、同号イ(3)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同号口中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「法律によって組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」とい

う。）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第十七条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改める。

第十八条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第二十三条中「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一

項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第四項中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第二項中「次条第二項」の下に「第三十四条の三」を加える。

第二十九条第二項中「ものとする。」の下に「第三十四条の三及び」を加える。

第三十条第二項中「者とする。」の下に「第三十四条の四及び」を加える。

第三十一条第二項中「被保険者期間であつて政令で定めるものの月数」を「被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

第三十二条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚

生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第三十三条第一項中「第四項」を「第三項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第三十四条中「退職」を削る。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十四条の二 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十四条の三 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日そ

他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例)

第三十四条の四 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第七章第三節中第三十七条の次に次の一条を加える。

(発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の障害厚生年金等の特例)

第三十七条の二 第三十四条の二の規定は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十四条の三の規定は第三十六条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十四条

の四の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第五十五条第一項中「第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十二条とし、第五十六条を第四十三条とし、第五十七条を第四十四条とする。

第八章第五節を同章第二節とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十五条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。））、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。」を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第四十六条とし、第七十三条から第七十五条までを二十六条ずつ繰り上げる。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項において「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる者」を「第一項の規定により私学共済法の短期給

付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第十章第一節中同条を第五十条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第三十二条第八項」を「又は第三十二条第八項」に改め、「第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十一条とし、第九十一条を第五十二条とし、第九十二条を第五十三条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第十二章中第百条を第五十四条とする。

第一百一条第一項中「共済組合等」の下に「法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十五条とする。

第一百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第五十六条とし、第一百三條を第五十七条とする。

第一百三條の二第一項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第五十八条とする。

第一百三條の三を第五十九条とし、第一百四條を第六十条とし、第一百五條を第六十一条とする。

第一百六條中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十二条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第五条中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十六条の規定による改正前の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第十八条から第二十九条までを次のように改める。